高教組速報

2014年度 第8号

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL (095) 827-5882

2014年11月5日 文責 馬場 隆

第1回確定交渉 (11/4)

賃金改悪提案が公司リ

来年度以降の賃金水準の2%減、55歳を超える職員の昇給停止を提案

県財政の収支改善のための人件費の見直し、人事評価の給与等への活用にも言及

高教組は11月4日、今年度の確定交渉の第1回交渉を行いました。交渉には高教組から小田委員長他7人が、県教委から池松教育長他7人が参加しました。

各職場から集約した重点要求署名 2138人分を教育長に手渡す

交渉の冒頭で高教組は、この日までに学校現場から集約した重点要求署名 2138 人分を第 1 次提出分として、池松教育長に手渡し、高教組が提出した重点要求書に掲げた要求項目の実現を多くの教職員が求めていることを訴えました。しかし、その後に示された県教委の回答では、今年度の賃金については、10 月 8 日の人事委員会勧告のとおりに、月例給を若年層を中心に平均 0.23 %引き上げ、ボーナスも 0.15 月増(今年12 月は 2.2 月分へ)とするものでしたが、来年度以降の賃金についての「給与制度の総合的見直し」も人事委員会勧告どおりに、賃金水準を平均 2 % (最大 4 %) 引き下げることが提案されました。

退職手当見直しの方針も提示

賃金改悪の提案はそれだけにとどまらず、昨年の確定交渉で、今年度からの実施を見送らせていた、55歳を超える職員の昇給停止について、改めて来年度から実施したいと提案しました。また、来年度以降の賃金水準の引き下げに連動して退職手当の見直しも必要になるとして、国に準じた見直しを来年 4 月から実施することを提案しました(しかし、具体的な見直し内容は示さず)。

さらに、今回は具体的な提案はしないものの、 今後協議したい事項として、教育職員の給料の 調整額(特別支援学校勤務者の調整額削減)及 び教員特殊業務手当等、今後の県全体の収支改 善対策等を踏まえたうえでの「人件費についての 見直し」、「人事評価の結果を人材育成、任用及 び給与等の人事管理に活用すること」を列挙して います。

臨時教職員の待遇改善、超勤縮減でも 春闘交渉時の回答から前進なし

今回の確定交渉での重点課題である臨時教職員の待遇改善については、「年金及び健康保険の継続については、厚生労働省の見解を踏まえ適切に対応してまいりたい」という回答はあったものの、他の要求事項も含めて春闘交渉時の回答からの前進はありませんでした。また、超勤縮減についても、「プラス 1 推進運動」などにと知るでは、「対しても、労働時間縮減の実効性をいって公務負担軽減・労働時間縮減の実効性をいって公務負担軽減・労働時間縮減の実効性をいっていません。「検討していません。

第1回交渉での県教委回答の大枠は以上のとおりですが、確定交渉は11月19日(水)までに、あと3回の交渉があります。この交渉で改悪提案を押し戻し、要求を前進させるために高教組は全力を尽くします。県教委提案や回答に対するご意見を高教組にお寄せください。

労働条件を改善させるのは団結の力です 教職員の要求実現のためにあなたも高教組へ